

奈良県告示第三百七十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和七年二月二十八日

奈良県知事 山下 真

土砂災害警戒区域		区域の名称	区域			縦覧場所
大和郡山市 山田町（○ 急傾	次の平面図 のとおり	大和郡山市 山田町（○ 急傾	次の平面図 のとおり			
土砂災害特別警戒区域		区域の名称	区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十三年政令第八十四号）第四十条に規定する衝撃に関する事項		
大和郡山市 山田町（○ 急傾	次の平面図 のとおり	大和郡山市 山田町（○ 急傾	次の平面図 のとおり	次の平面図のとおり		
奈良県郡山土木事務所及び大和郡	奈良県郡山土木事務所及び大和郡山市役所災害対策課					

斜地崩壊警戒区域		大和郡山市 山田町(〇 〇三)急傾 斜地崩壊警戒区域	次の平面図 のとおり		大和郡山市 山田町(〇 〇三)急傾 斜地崩壊特 別警戒区域	次の平面図 のとおり		次の平面図の とおり	奈良県郡山 土木事務所 及び大和郡 山市役所災 害対策課
斜地崩壊警戒区域		大和郡山市 新町(〇〇 一)急傾斜 地崩壊警戒 区域	次の平面図 のとおり		大和郡山市 新町(〇〇 一)急傾斜 地崩壊特別 警戒区域	次の平面図 のとおり		次の平面図の とおり	奈良県郡山 土木事務所 及び大和郡 山市役所災 害対策課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。